

こ支虐第 135 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

こども家庭庁支援局長

「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」の一部改正について

標記については、令和 4 年 3 月 31 日付子発 0331 第 18 号厚生労働省子ども家庭局長通知「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。